

令和5年11月17日

関係者各位

東京都台東区上野五丁目24番11号
株式会社エヌ・ティ・ティ・トラベルサービス
代表取締役 伊勢 拓央

剰余金の配当に関する基準日設定公告

当社は、令和5年10月12日開催の取締役会において、令和5年12月1日を基準日と定め、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、剰余金の配当（当該基準日から3か月以内にその効力を生ずるものに限る）を受けることができる株主と定めましたので、公告いたします。

以上